2025 年度

『須坂市キャッシュレス決済消費喚起事業』

業務委託

【重点支援地方交付金（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金）
（生活者支援・事業者支援）事業】

公募型プロポーザル事業者募集要項

2025年5月21日

須坂市

１．趣旨

本要項は、「須坂市キャッシュレス決済消費喚起事業」を委託する事業者について公募により広く募り、プロポーザル方式（※）により選定するため必要な事項を定めるものである。

※ もっとも優れた提案をした者を本要項に従い優先交渉権者として選定し、提案内容を踏まえた仕様書を別途調整の上、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）167条の2第1項第2号による随意契約を締結するものとする。

２．事業の概要

⑴ 事 業 名　「須坂市キャッシュレス決済消費喚起事業」業務委託

⑵ 事業内容　別紙「須坂市キャッシュレス決済消費喚起事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

⑶ 業務委託期間　契約締結日から2026年2月27日（金）までとする。

⑷ 委託料限度額　4,500万円（※）（消費税額及び地方消費税額を含む。）を上限として、市と契約者との協議に基づき支払うこととする。

※ただし、ポイント付与分の原資を 3,500 万円（消費税額及び地方消費税額を含まない。）以上とする。

３．参加資格

提出応募しようとする者（以下「応募者」とする。）は、参加申込書提出時において、以下に掲げる条件をすべて満たしていることを要件とする。

⑴ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと

⑵ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと

⑶ 企画提案書の提出期限において、須坂市物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止要綱（平成30年1月1日施行）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと

⑷ 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を完納している者であること

⑸ 成年被後見人、被保佐人及び被補助人でないこと

⑹ 法人及びその役員並びに個人が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと

⑺ 過去5年間に、国（公団を含む。）、地方公共団体、商工団体または実行委員会等と本業務と種類及び規模を同等の契約を締結し、誠実に履行した実績を（グループ会社を含め）1回以上有していること

４．事業者の募集開始から契約締結までのスケジュール

	内容	期間等
⑴	提案事業者の募集開始	2025年5月21日（水）から
⑵	参加申込書兼誓約書提出期限	〃　6月4日（水）午後5時まで
⑶	参加承認通知等の送付	〃　6月6日（金）までに発送
⑷	質問書受付期間	〃　6月2日（月）午後5時まで
⑸	質問に対する回答	〃　6月3日（火）まで（随時）
⑹	企画提案書・見積書提出期限	〃　6月11日（水）午後5時まで
⑺	プレゼンテーション審査	〃　6月16日（月）午前
⑻	審査結果通知	〃　6月20日（金）
⑼	業務仕様書（案）、見積価格等協議	〃　6月中（予定）
⑽	契約締結	〃　6月中（予定）

５．プロポーザルへの参加方法

本プロポーザルに参加する者は、次の書類を持参又は郵送にて提出すること。

⑴ 提出書類　　※提出部数は、いずれも各1部とする。

	提出書類	備考
①	参加申込書兼誓約書（様式第1号）	
②	会社等概要書（様式第2号）	
③	納税証明書（写し可）、決算書	提出日から3か月以内に発行されたもの
④	法人の履歴（現在）事項全部証明書（写し可）	提出日から3か月以内に発行されたもの
⑤	同種又は類似の業務履行実績（5年以内）	契約書表紙など実績を証する書類写し

⑵ 提出期限

2025年6月4日（水）午後5時まで

※郵送の場合は当該日時までに到着しているものに限る。

⑶ 提出場所

〒382-0911 長野県須坂市大字須坂1295番地 1（須坂駅前シルキービル 2 階）

須坂市 産業振興部 商業観光課 商業・サービス産業振興係

電話:026-248-9005（課専用） 平日：午前8時30分～午後5時

電子メール:syogyokanko@city.suzaka.nagano.jp

⑷ 申込書の提出後、参加を辞退する場合は参加辞退届（任意様式）を2025年6月11日（水）午後5時までに提出すること。

⑸ 参加資格要件確認結果の通知

提出された申込書類をもとに参加資格要件を確認し、その結果を通知する。

6．質問書の提出

本業務委託の内容等について質問がある場合は下記のとおり行うこと。

⑴ 質問は質問書（様式第3号）に記入し、商業観光課あて E-mail で提出すること。

⑵ 質問期限は2025年6月2日（月）午後5時までとし、以後の問い合わせには、原則として回答しない。

⑶ 質問に対する回答は、提案者の認識を統一するため、2025年6月3日（火）までに質問者匿名にて須坂市ホームページ上で回答を随時掲載する。なお、回答は、募集要項等の内容追加・修正とみなす。

7．業務提案等に関する書類提出

⑴ 提出書類

プロポーザルの参加者は、次の書類を持参又は郵送にて提出すること。

※①、②のデーター式を CD-R で1部、印刷し5部提出すること。

	提出書類	備考
①	企画提案書 （任意様式）	ア 仕様書の目的・業務内容を踏まえ、業務を遂行するための具体的な手法を記載すること。記載すべき内容は「別表1 提案項目」のとおり。 イ 企画はA4サイズ・片とじ・横書き・文字サイズは10.5ポイント以上（図表中の文字は除く。）・両面刷り可とする。
②	見積書 （任意様式）	ア 企画はA4サイズ・縦書きで作成し、合計額及び内訳を記載すること。 イ 合計額は、消費税及び地方消費税を含む額とし、２－⑷の委託料限度額を超えないこと。 ウ キャッシュレス決済の還元額により変動する経費と変動しない経費を区分して明示すること。

⑵ 提出期限

2025年6月11日（水）午後5時まで

※郵送の場合は当該日時までに到着しているものに限る。

⑶ 提出場所

〒382-0911 長野県須坂市大字須坂1295番地 1（須坂駅前シルキービル 2 階）

須坂市 産業振興部 商業観光課 商業・サービス産業振興係

電話:026-248-9005（課専用） 平日：午前8時30分～午後5時

電子メール:syogyokanko@city.suzaka.nagano.jp

⑷ 書類作成にあたっての留意事項等

① 企画提案書は複数提出することはできない。

② 企画提案書は須坂市の現状や課題、地域の特色、本要項で示す活用コンセプト等に対してどのような業務展開ができるか等について、アピールしたいポイントや提案趣旨を

明確に記載すること。

③ 提出書類①のページ数は10ページ以内とすること。（ただし、表紙はページ数に含めない。）

④ 提出書類に虚偽の記載をした場合には、本プロポーザルの参加を取り消すとともに、虚偽の記載をした会社について指名停止を行う場合がある。

⑤ 企画提案書の内容は変更することができない。記載事項に不備がある場合、再提出を依頼する場合があるため、期間に余裕をもった提出を行うこと。

⑥ 提出された企画提案書等は、選定以外に提出者に無断で使用しません。

８．選考方法

⑴ プロポーザルの審査は、以下のとおり実施する。

① 本プロポーザルでは、「須坂市キャッシュレス決済消費喚起事業業務委託」事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、事業者の選定を行うものとする。

② 参加資格者から期限までに提出された書類に基づいて、事前書類審査、委員会委員へのプレゼンテーションを行い、須坂市が定める基準により審査した結果、最高評価の1事業者を優先交渉権者とする。なお、優先交渉権者と契約することができない何らかの事由が発生した場合は、次順位者の繰上げにより新たな契約候補者として手続きをする。

③ 提案が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとする。ただし、優先交渉権者となることができる最低基準点を満点の６０％とし、最低基準点を得られなかった場合は、優先交渉権者として選定しない。

④ 同一点数により1事業者に特定できない場合は、次の要件により順位選定する。

ア 審査基準項目「企画提案」の合計点数が最も高い提案を行った事業者

イ 見積金額を最も低く提示した事業者

９．プレゼンテーションの実施

プレゼンテーションの実施方法等については、以下のとおりとする。

⑴ 実施方法

① プレゼンテーション　30分以内

② 質疑応答　　15分以内

⑵ 留意点

① 提出書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、当日追加・差し替えでの資料提出は認めないものとする。

② 説明に際し、パワーポイントその他のパソコンの使用は可とし、スクリーン及びプロジェクターは市で用意する。

③ ノートパソコンその他必要な物品は提案者が準備すること。

④ プレゼンテーションの出席者は、代表事業者（提出者）を含め3人以内とする。

⑤ 審査結果は、後日、全ての参加者に通知する。

10. 選考基準

選考については、提出された応募書類及びプレゼンテーション内容等に基づき、「別表2　審査基準」の項目を審査する。

11. 審査結果の通知

審査結果は2025年6月20日（金）までに、すべての参加事業者に書面で通知するとともに、須坂市ホームページで公表する。

なお、審査の経緯及び結果についての異議申し立てはできないものとする。

12. 優先交渉権者の決定

市は、審査結果を踏まえて優先交渉権者を決定し、契約締結に向け詳細の協議を行う。なお、詳細協議が合意に至らない場合、次点交渉権者と契約締結に向け詳細の協議を行う。

13. 契約の締結

市は、交渉権者と詳細協議が整い次第、地方自治法施行令167条の2第1項第2号による随意契約を締結する。

14. 留意事項

⑴ 企画提案書作成費、旅費など本件参加に係る費用は全て参加者の負担とする。

⑵ 提出書類、プレゼンテーションにおける説明内容に虚位・偽造など不正が認められた場合は参加を取り消す。

⑶ 提出書類の著作権は、参加事業者に帰属するものとする。ただし、本市は、本公募の結果の公表など本市が必要と判断した場合には、参加事業者の了承を得た上で、応募書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

⑷ 提出書類は、須坂市情報公開条例（平成13年条例第36号）に規定する「公文書」として、同条例に基づく開示請求の対象とする。ただし、企業ノウハウに関することなど参加事業者が知的財産と認める情報については、開示しないものとする。また、情報の開示は原則として本公募による優先交渉権者決定後とする。

⑸ 本公募の実施公告は、本市のホームページに本要項を公開することにより行うこととする。

⑹ 提出された書類は返却しない。

15. 問い合わせ・書類提出先

〒382-0911 長野県須坂市大字須坂1295番地 1（須坂駅前シルキービル 2 階）

須坂市 産業振興部 商業観光課 商業・サービス産業振興係

電話:026-248-9005（課専用） 平日：午前8時30分～午後5時

電子メール:syogyokanko@city.suzaka.nagano.jp

別表1　提案項目

提案項目		記載する内容
1　提案のコンセプト		本業務の目的及び須坂市の現状と課題等を踏まえた、提案の考え方や概要及び特徴
2　業務実施に関する事項	⑴　業務実績	類似業務の実績及び当該業務でのノウハウ、取組など
	⑵　実施体制	人員配置や組織など
3　業務内容に関する事項	⑴　事務局の設置	キャッシュレス決済事業者との連携、安定的に事業を行うための体制や個人情報等の管理方法など
	⑵　対象店舗の選定・支援方法	対象店舗の精査・突合、キャンペーンの案内・参加に関する支援方法など
	⑶　事業の広報	広報のツールなど
	⑷　サポート体制	店舗・利用者の問合せへの対応をするためのコールセンター設置や人員など
	⑸　キャッシュレス決済動向調査	事業実施後の分析、調査方法
4　スケジュール		本業務を円滑に遂行するための委託者・受託者・キャッシュレス決済事業者・対象店舗のそれぞれの視点を踏まえた工程表
5　独自提案（任意）		業務をより有効的に行うための仕様書に含まれない提案事項など（委託料限度額内で実施できるもの）

別表2　審査基準

審査項目		審査基準	評価点	加重	採点
1　総合		本業務の趣旨を理解し、その実現に資する推進方針や創意工夫等が盛り込まれ、効率的に事業を進める工夫がされているか	5	×1	5
2　業務実施に関する事項	⑴ 業務実績	類似業務に係る実績は十分か	5	×2	10
	⑵ 実施体制	① 業務を迅速かつ正確に遂行できる体制か ② 責任体制が明確になっているか ③ 必要な経験・能力を有するスタッフが十分に確保されているか	5	×2	10
3　業務内容に関する事項	⑴ 事務局の設置	① キャッシュレス決済事業者との連携など、安定的な事業運営ができる体制か ② 対象店舗、利用金額、ポイント還元額等のデータ管理、市への情報共有の方法が具体的に示されているか ③ 個人情報の保護・管理体制は十分か	5	×2	10
	⑵ 対象店舗の選定・支援方法	① 店舗募集の具体的・現実的な方法が示されているか ② 対象店舗の精査・突合、キャンペーンの案内・参加に関する支援方法は具体的に示されているか ③参加店舗の負担が軽減されるよう配慮されているか	5	×3	15
	⑶ 事業の広報	① 具体的・現実的な方法が示され、利用者数を増加させる取組みが提案されているか ② わかりやすい内容、有効手段か	5	×3	15
	⑷ サポート体制	① スマートフォンの扱いに不慣れな利用者や参加店舗に対し的確に対応できる体制か ② 店舗・利用者の問合せに対応できる体制か、コールセンター設置・対応期間・時間は適切か	5	×3	15
	⑸ キャッシュレス決済動向調査	事業の効果検証について、データ収集方法や分析項目など具体的・有効な提案か	5	×1	5
4　スケジュール		効率的かつ現実的な工程で、事業を確実に効率的に進めることができる内容か	5	×1	5
5　独自提案（任意）		仕様書以外で具体的な附加提案があるか	5	×1	5
6　業務費用		必要経費が適切に見積もられているか、予算の限度額以内の提案か	5	×1	5
合　　計					

優先交渉権者選定基準：最低基準点を満点の60％（100点中60点）以上とします。